

定例記者会見報告事項(平成18年3月27日)

担当課	住宅課
電話番号	47-1059

事業名等	境港市営住宅使用料(家賃)の算定誤りについて
------	------------------------

概要

市営住宅使用料(家賃)の算定において、収入超過者のうち裁量階層の認定の取扱いを誤っていた。

経緯

平成17年12月の公営住宅法施行令改正(裁量階層(高齢者等)の年齢引上げ等)に伴う境港市営住宅条例の改正作業及び平成18年度家賃算定に伴う収入超過者認定の認定事務において、過去における裁量階層の収入超過者認定に誤りがあることが判明した。

調査内容・結果

平成8年度の公営住宅法改正により裁量階層の家賃算定において配慮制度が導入されたが、既存の公営住宅については、経過措置として平成10年度から適用され、本市においても市営住宅条例を改正し、施行している。

大幅な制度改正であったため、各団地で入居者に対する説明会を実施し、制度改正による家賃の影響、変更点について十分説明を行い、周知徹底が図られた。

しかし、当初、収入超過者の中に改正により導入された配慮対象者である裁量階層(高齢者等)の該当者がいなかったため、それ以後も一般世帯と同じ取扱いで事務処理がなされていた。

法改正を適用した平成10年度以降を調査対象として裁量階層の収入超過者認定を再確認した結果、次のとおり誤りがあったので、返還手続きを行った。

認定誤り期間 平成13年度～平成17年度
対 象 10世帯(障害者世帯1、高齢者世帯9)
19件(H13・1件、H14・3件、H15・5件、H16・6件、H17・4件)
返 還 金 額 645,300円

対応

認定に誤りのあった世帯を訪問し、お詫びし、収入超過者の認定の事務処理の説明を行い、ご理解いただいた。

今後、このような事務処理の誤りがおきないように、課内でのチェック体制を強化し、再発防止に努める。

